

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9029	マネジメントシステムのパフォーマンス改善—品質マネジメント教育の指針	Performance improvement of management systems – Guidelines for quality management education and training	この規格は、品質マネジメントを適切に実践するために必要となる品質マネジメント教育を計画し、実施し、評価し、改善する場合の指針を規定するものである。組織を取り巻く経営環境は大きく変化しており、各々の組織がその使命を着実に果たし続けるには、変化を的確に捉まえ、自組織の置かれた状況や自組織の強みに応じた経営目標・戦略を定め、その実現に向けて従来の仕事のやり方を変えていくことが必要になる。品質マネジメントは組織がこのような取り組みを行う際に役立つ方法論の一つであり、製造業だけでなくサービス業、小売業、さらにはエネルギー、通信、運輸、医療、福祉、教育、金融などのあらゆる分野で活用され、効果を上げている。品質マネジメントを実践する場合、組織の構成員一人ひとりが基本的な原則を理解した上で、方針管理、日常管理、小集団改善活動、品質保証などの具体的な活動に取り組む必要がある。しかし、これらの活動を適切に行う能力を持った人材をどのように育成すればよいかについては、規範となるものが少なく、各組織がそれぞれの実情を踏まえて独自の階層別分野別教育体系及び品質マネジメント教育のしくみを構築している。そのため、中には、問題解決力などの必要な能力を持った人材の育成が十分できておらず、結果として品質マネジメントを適切に実践できていない組織もある。このため、標準化された適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	この規格を制定することによって、多くの組織に適用可能な品質マネジメント教育の具体的指針が示され、各組織においてそれぞれの状況に応じた適切な品質マネジメント教育が行われるようになる。品質マネジメント教育においてトップマネジメントが果たすべき役割、育成すべき人材及び能力、階層別分野別教育体系などについての共通の理解が進むとともに、品質マネジメント教育に関する計画・実施・評価・改善が行われ、品質マネジメントの効果的な実施、延いては、その組織が提供する製品・サービスの品質・質の確実な保証及び生産性の向上に寄与することが期待できる。また、サービス産業(医療・福祉、運輸、教育など)へのTQMの普及促進が期待できる。	主な規定項目は以下の通り。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語と定義 4. 品質マネジメント教育の基本 5. 品質マネジメント教育の運営のプロセス及び組織体制 6. 品質マネジメント教育の計画 7. 研修プログラムの運営 8. 品質マネジメント教育の評価・改善 9. 推進段階別、部門別及び地域別の品質マネジメント教育 附属書A 総合的品質管理における品質マネジメント教育の役割及び位置付け 附属書B 品質マネジメント教育の研修プログラムのカリキュラム例	—	なし	—	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2021年7月